

議案第 27 号

東村山市道路線（久米川町三丁目地内）の廃止

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市道路線（久米川町三丁目地内）の廃止

下記のとおり、東村山市道路線を廃止することに議決を得たい。

記

整理 番号	路 線 名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
		終 点			
1	市道第 389 号線 1	久米川町三丁目 19 番 1	4.00	36.92	
		久米川町三丁目 18 番 19			
2	市道第 426 号線 5	久米川町三丁目 20 番 1	1.82	65.00	
		久米川町三丁目 17 番 16			

説明 本議案は、久米川町三丁目地内の開発行為による新設道路を認定するに伴い、終点の変更のため既存道路を一度廃止するものであり、東村山市道路線の認定、廃止及び変更等に関する取扱規則第 7 条に該当するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき本案を提出するものである。